

足羽川ダム建設事業の検証に関する意見募集について

平成23年10月31日

国土交通省近畿地方整備局は、「ダム事業の検証に係る検討について」(国河計調第6号 平成22年9月28日)に基づく、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」による足羽川ダム建設事業の検証に係る検討を進めております。このたび、10月31日に「足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第3回幹事会)」(以下「第3回幹事会」という。)を開催し、複数の治水対策案を立案し、概略評価により治水対策案を抽出した結果を提示させていただきました。

つきましては、今後の検討の参考とするため、以下の意見募集要領により、広く皆様からご意見を募集いたします。

意見募集要領

1. 意見募集対象

「第3回幹事会」では、九頭竜川流域の特性に配慮して、複数の治水対策案を立案し、概略評価により治水対策案を抽出しました。

このことに関し、次の1) 2) についてご意見を募集します。

- 1) これまでに提示した複数の治水対策案以外の具体的対策案の提案
- 2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見

《参考資料》

意見募集の対象資料

- ・複数の治水対策案の立案について (第2回幹事会資料: 資料-3)
- ・概略評価による治水対策案の抽出について(第3回幹事会資料: 資料-3)

参考資料

- ・複数の治水対策案の概要 (第1回幹事会資料: 資料-4)
- ・経緯及び概要 (第1回幹事会資料: 資料-5)
- ・足羽川ダム建設事業の点検 (第2回幹事会資料: 資料-2、参考資料)
- ・足羽川ダム建設事業の点検 (第3回幹事会資料: 資料-2、参考資料-1)
- ・足羽川ダム建設事業の検証に係る検討における「ダムの有効活用」について(意見照会)
(第3回幹事会資料: 参考資料-2)

上記資料については、「6. 閲覧又は資料の入手の方法」により閲覧又は入手が可能です。

2. 募集期間

平成23年11月1日(火)～平成23年11月30日(水)(11月30日17:00必着)

3. 意見の提出方法

ご意見は、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で、下記「4. 提出先」までご提出下さい。ご意見につきましては、別添1の「意見提出様式」により、下記～をご記載下さい。

氏名(企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名)

住所

電話番号又はメールアドレス

職業(企業、団体の場合は不要)

年齢(企業、団体の場合は不要)

性別(企業、団体の場合は不要)

ご意見

ご意見は、上記「1. 意見募集対象」1) 2) の別に記載してください。

頂いたご意見に関する個人情報、目的以外では使用いたしません。

4. 提出先

国土交通省近畿地方整備局 河川部 河川計画課内

足羽川ダム建設事業の検証 事務局（河川計画課計画第二係）宛

郵送の場合 : 〒540-8586 大阪府中央区大手前一丁目 5-44 大阪合同庁舎第一号館

FAXの場合 : 06 - 6949 - 0865

電子メールの場合 : river-PR@kkr.mlit.go.jp

（件名に、「足羽川ダム建設事業の検証に関する意見」と明記して下さい。）

5. 注意事項

ご意見は、別添1の意見提出様式に200文字以内で記載してください。一つのご意見が200文字を超える場合は、別途自由様式に記載していただけますようお願いいたします。

ご意見は日本語でご提出ください。

ご記入いただきました個人情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。また、いただいたご意見とともに、属性（職業、年齢、性別）及び住所のうちの都道府県名と市町村名を公表する場合があります。

電話でのご意見は受け付けておりません。

皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。

期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。

- ・個人や特定の企業、団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の企業、団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の企業、団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容

6. 閲覧又は資料の入手の方法

インターネットによる閲覧または資料入手

- ・インターネットによる閲覧または資料入手をされる場合は、国土交通省近畿地方整備局ホームページをご覧ください。
- ・意見提出様式（別添1）も下記URLより入手できます。
- ・<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/kensyou/kaigisiryoku.html>

閲覧場所での資料の閲覧および様式の入手

- ・閲覧場所で資料を閲覧される場合は、別添2に示す場所及び時間において閲覧できますので、ご活用下さい。
- ・意見提出様式（別添1）は、閲覧ファイルの後部に綴じ込んでいますので、必要部数を抜き取ってお持ち帰り下さい。

7. 参考

これまでの「足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の開催状況につきましては、以下のアドレスからご参照ください。

<近畿地方整備局>

- ・<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/kensyou/kaigisiryoku.html>

<問合せ先>

近畿地方整備局 河川部 電話番号(06)6942-1141（代表）

河川計画課 課長 吉田 一^{よしだ}亮^{かずあき}（内線3611）

足羽川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

氏名（フリガナ）					
住所	〒				
電話番号又はメールアドレス					
職業		年齢		性別	
ご意見（下記の項目毎に 200 文字以内で記載してください。なおご意見が長文の場合は、別途自由様式で記載してください。その場合は、下記枠内に要旨を 200 字以内で記載してください。）					
1) これまでに提示した複数の治水対策案以外の具体的対策案の提案					
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見					
3) その他の意見					

頂いたご意見に関する個人情報、目的以外では使用いたしません。

足羽川ダム建設事業の検証に関する意見募集

[別添2： 閲覧場所]

地域	機関	閲覧場所	住所	備考
福井市内	国土交通省	近畿地方整備局 福井河川国道事務所 閲覧コーナー	福井県福井市花堂南2丁目14-7	閲覧時間は8時30分～17時00分
	国土交通省	近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 閲覧コーナー	福井県福井市成和1丁目2111番地 ポラリスビル	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井県	土木部 河川課	福井県福井市大手3丁目17番1号	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井県	福井土木事務所 地域整備第1課	福井県福井市城東4丁目28-1	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井市	建設部 河川課	福井県福井市大手3丁目10番1号	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井市	美山総合支所 産業建設課	福井県福井市美山町7番1号	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井市	清水総合支所 産業建設課	福井県福井市小羽町27-1	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井市	越廼総合支所 産業建設課	福井県福井市蒲生町1-88	閲覧時間は8時30分～17時00分
坂井市内	福井県	三国土木事務所 地域整備課	福井県坂井市三国町錦4丁目2-68	閲覧時間は8時30分～17時00分
	坂井市	坂井市役所 建設課	福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地	閲覧時間は8時30分～17時00分
	坂井市	三国総合支所 地域振興課	福井県坂井市三国町中央1丁目5-1	閲覧時間は8時30分～17時00分
	坂井市	丸岡総合支所 地域振興課	福井県坂井市丸岡町西里丸岡12-21-1	閲覧時間は8時30分～17時00分
	坂井市	春江総合支所 地域振興課	福井県坂井市春江町随応寺17-10	閲覧時間は8時30分～17時00分
池田町内	池田町	池田町役場 閲覧コーナー	福井県今立郡池田町福荷第35号4番地	閲覧時間は8時30分～17時00分
	池田町	池田町役場 下池田支所	福井県今立郡池田町千代谷第15号6番地の3	閲覧時間は8時30分～17時00分
	池田町	能楽の里文化交流会館 町立図書館	福井県今立郡池田町藪田5-1	閲覧時間は10時00分～17時00分 日曜日の閲覧時間は10時00分～16時00分
上記以外	国土交通省	近畿地方整備局 総務部総務課 情報公開室	大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	閲覧時間は9時30分～17時00分
	国土交通省	近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 閲覧コーナー	福井県大野市中野29-28	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井県	奥越土木事務所 地域整備課	福井県大野市友江11-14	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井県	奥越土木事務所 勝山維持管理課	福井県勝山市滝波町1丁目569番地	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井県	丹南土木事務所 地域整備課	福井県越前市上太田町42-1-1	閲覧時間は8時30分～17時00分
	福井県	丹南土木事務所 鯖江丹生土木部 地域整備課	福井県丹生郡越前町気比庄3-17	閲覧時間は8時30分～17時00分

閲覧期間の土曜日、日曜日及び祝日を除いて閲覧できます。なお、池田町能楽の里文化交流会館町立図書館は、月曜日、火曜日、第三日曜日及び祝日を除きます。